

令和元年度 地域組織のあり方検討について

1 これまでの取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年以上が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合いやフォーラムの結果などを踏まえ、令和元年度から、希望される地区において、まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化や関連する補助金等の一括交付を試行的に実施しています。

【試行的な制度】H31.2.4 協働のまちづくり推進本部確認

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する
内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化 まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

2 試行的な制度の運用状況

試行的な制度について、明治地区、用瀬地区、佐治地区的3地区が活用を希望され、取り組みを進められてきました。それぞれの地区における運用状況は次のとおりです。

明治地区（人口：1,120人 世帯数：444世帯 高齢化率：39.2% 集落：13集落）

用瀬地区（人口：1,104人 世帯数：435世帯 高齢化率：42.3% 集落：6集落）

佐治地区（人口：1,826人 世帯数：761世帯 高齢化率：49.5% 集落：27集落）

※令和元年9月末時点

(1) 組織の一体化

	前	後	備考
明治	明治地区公民館運営委員会 明治郷づくり協議会	明治郷づくり協議会	平成31年4月21日 規約変更
用瀬	用瀬地区公民館運営委員会 用瀬地区まちづくり協議会	用瀬地区まちづくり協議会	平成30年4月2日 規約変更
佐治	佐治地区公民館運営委員会 佐治町まちづくり協議会	佐治町まちづくり協議会	平成31年4月22日 規約変更

※いずれの地区も2つの組織（公民館運営委員会・まちづくり協議会）をまちづくり協議会に一体化

(2) 組織体制の見直し

	前	後	備考
明治	①総務広報部、②生涯学習部、③健康福祉部、④防災・防犯部、⑤自然環境部	①生涯学習・コミュニティ部、②健康・福祉・人権部、③安心安全部、④自然環境・地域活性化部	「生涯学習部」に社会教育事業、総務広報事業の機能を持たせ、「生涯学習・コミュニティ部」に名称変更
用瀬	①総務会、②広報部、③生活安全部、④健康福祉部、⑤教育文化部、⑥地域美化部、⑦地域活性化部	変更なし	
佐治	①健康・福祉部会、②文化・スポーツ部会、③地域・環境部会、④広報部会	①健康・福祉部会、②文化・スポーツ部会、③地域・環境部会、④広報部会、⑤公民館事業部会	社会教育事業を担う、「公民館事業部会」を設置

(3) 運用状況のヒアリング（意見交換）と情報共有

試行的な制度の運用状況は、年に複数回、地域に伺い確認するとともに、まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで情報共有を行うこととしています。

①ヒアリング（意見交換）

7月に各地区単位で、10月に3地区合同でヒアリング（意見交換）を行いました。

共通	<ul style="list-style-type: none">・人づくりと地域づくりの連携について話し合うようになった。・より一層、地域が一体になって課題の解決に向かうようになった。・役員の重複が減った、補助金の使いやすさが向上した。・どのような組織のあり方が良いのか、継続して、地域で話し合っている。
明治	<ul style="list-style-type: none">・今はまだ1つの事業部が社会教育を担っている状態。今後、他の部の事業との関連づけが必要。・事業検討にあたり、可能な限り住民の声を反映させるようにしたため、予算編成に時間を要することとなった。結果として住民の満足度は高まっている。
用瀬	<ul style="list-style-type: none">・元々、まちづくり協議会立ち上げ以前は地域が一つになって公民館事業もまちづくり事業も行っていたという経緯があり、平成30年度にすでに組織を一体化していた。・今回のモデル事業は、地域の元々のやり方に合った支援。
佐治	<ul style="list-style-type: none">・今はまちづくり協議会の事業も公民館職員が主体的に担っており、負担に感じている。NPO法人となるにあたり、まちづくりの事業を各部会が主体的に行えるよう働きかけていくことが課題。・まちづくり協議会が事業主体となるため、館長の位置づけ（立ち位置）を考える必要がある。

②情報共有

運用状況について、まちづくり協議会、自治連合会、地区公民館と情報共有を行いました。

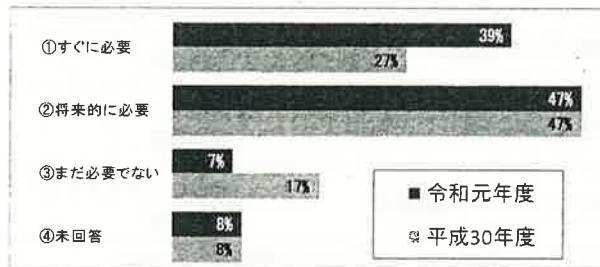
- ・自治連合会、地区公民館など…地域振興会議、地区会長会、館長会、出前説明会などの機会を通じて情報共有
- ・まちづくり協議会……………上記に加え、令和元年12月25日に研修会を開催（参加者110名）

【いただいた主な意見】

- ・自分の地域も取り組みたい。
- ・モデル地区の状況をもっと詳しく知りたい。
- ・自分たちの地域は今の制度のままが良い。
- ・組織の見直しにあたり、館長の立ち位置（位置づけ）をどう考えるか。
- ・地域組織が人づくり事業や公民館運営を行うにあたっての、法制上の仕分け（整理）が必要ではないか。

【まちづくり協議会研修会アンケート結果（抜粋）】

設問：今回の研修会に参加して、あなたの地区では地域組織のあり方検討（組織・事業の現状把握と棚卸しなど）について必要だと思いましたか。



令和元年度 研修会アンケート

対象者：まち協会長、館長、公民館職員ほか
(n = 92)

平成30年度 研修会アンケート

対象者：公民館職員 (n = 55)

3 今後の取り組み

令和元年度の取り組みを通じて、試行的な制度の効果や今後整理すべき事項などが明らかとなっていました。

市民自治推進委員会からは、全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計が必要であるとの意見をいただいており、地域からも、柔軟な運用ができる仕組みづくりが求められています。

令和2年度も引き続き、地域や関係団体（組織）、関連する審議会等の意見を伺い、令和3年度からの本格運用を目指し、市の制度や支援のあり方の検討を進めます。

また、地域から期待の寄せられる地区公民館の地域運営（希望される地区における指定管理者制度の活用）について、令和3年度以降、希望される地区において開始することができるよう、併せて検討を進めます。

地域に依頼している組織や役員について

1 目的

令和元年6月3日の協働のまちづくり推進本部において、鳥取市市民自治推進委員会の意見書を受け、行政から地域に依頼している組織や役員について、地域で負担に感じているものもあるため、全庁に現状の確認を行い、必要に応じて改善を行うことを確認しました。

行政から依頼された組織や役員は地域の判断で簡単になくすわけにもいかず、地域の負担が増すばかりとなってしまいます。まずは行政から地域に依頼している組織や役員の実態を把握し、地域の負担が軽減される方法を検討していきます。

2 地域に依頼している組織や役員の調査・結果

市から地域に依頼している組織や役員の実態を把握するため、令和元年度に全庁的な調査を実施しました。調査の結果、20以上の役を市※から地域に依頼していることが分かりました。

【依頼状況】

項目	件数	組織・役員（例）
防災	2件	「自主防災会」「防災指導員」
人権	4件	「人権啓発推進協議会役員」「人権啓発推進員」など
福祉	7件	「民生委員・児童委員」「健康づくり推進員」など
環境	1件	「廃棄物不法投棄監視員」
交通安全	2件	「交通安全指導員」「交通安全対策協議会」
教育	3件	「公民館長」「スポーツ推進委員協議会」など
その他	9件	

※各部局から報告のあった件数であり、すべての役が網羅できているわけではありません。

※市の外郭団体、市が事務局を担っている団体からの依頼も含みます。

また、地域とつながりの強い組織や役割を依頼していると思われる、防災（危機管理課）、人権（人権推進課）、福祉（地域福祉課・中央保健センター）、環境（廃棄物対策課）の4項目について、後日担当部署にヒアリングを実施した結果、以下のような意見がありました。

【主な意見】

- ・組織の中でもあり方の検討が必要との議論がある
- ・役のなり手不足や選出に困っている地域がある
- ・法律で設置が必要とされている役もある
- ・役ではなく、地域にその機能があればよいと思う

3 今後の検討の進め方

この度の調査結果を踏まえ、令和2年度に、地域と市との役割分担や地域への依頼内容について話し合う庁内会議を開催し、検討を進めるとともに、地域の現状を改めて把握するため、役員等の選出母体である自治連合会との意見交換を行っていきます。

【対策の可能性】

- ・同種同類の役を整理する、目的の達成された役を廃止する
- ・地域組織（まちづくり協議会等）が機能として役を受け持つ
- ・複数の地域（町内会）が協力して役を選出する

府内会議のイメージ（案）

市民生活部長、行財政改革課長、職員課長、地域振興課長、生涯学習・スポーツ課長、危機管理課長、地域福祉課長、各総合支所副支所長など
事務局（協働推進課）

参考：協働のまちづくりプロジェクトチーム
市民生活部長、行財政改革課長、職員課長、地域振興課長、生涯学習・スポーツ課長、国府町地域振興課長、用瀬町地域振興課長、佐治町地域振興課長、事務局（協働推進課）

地域に依頼している組織・役員の調査

【令和元年12月時点】

組織名および役員名	目的	依頼元	依頼 団体名(②、③のみ)	担当課	相撲法令等	任期について		人數	範囲	依頼について課題に思っていること
						任期	就任時期			
1 地区人権啓発推進協議会 役員	同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、人権を尊重したことのない明るいまちづくりを推進すること目的とする			②市が事務局を担っている団体	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	人権推進課	各地區人権啓発推進協議会規約	-	-	役員の任期、就任時期等は各地区が決めている。就任時期等は各地区が決めている。現在公民館が持っている地区が多い
2 地区人権啓発推進員	同利問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、人権を尊重したことのない明るいまちづくりを推進すること目的とする			②市が事務局を担っている団体	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	人権推進課	各地區人権啓発推進協議会規約	2年	4人	/地区
3 総合人権啓発推進協議会 協議会役員	この会は、各地区同推進等との連携を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、人権を尊重したことのない明るいまちづくりを推進すること目的とする			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	人権推進課	鳥取市地区人権啓発推進協議会規約	1年	総会 14人	/班 各地域ブロック代表から選出
4 人権擁護委員	地域住民を対象に人権尊重の理念の普及に取り組む、人権問題の相談を受ける			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	人権推進課	鳥取市地区人権啓発推進協議会規約	3年 又は7月	2人	/中学校 校区
5 鳥取市地区人権啓発推進協議会 役員	この会は、各地区同推進等との連携を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、人権を尊重したことのない明るいまちづくりを推進すること目的とする			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	人権推進課	鳥取市地区人権啓発推進協議会規約	1年	総会 14人	/班 各地域ブロック代表から選出
6 鳥取市防災指導員	地盤その他の災害に備えて自主防災組織相互間及び関係各機関との連絡を密にすることによる災害発生時の自主防災組織の災害対応能力の向上を図ること目的とする。			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	危機管理課	鳥取市防災指導員設置要綱	2年	4月 1人	/地区
7 地域振興会議	市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成など地域防災力強化を図るために地区を単位として防災指導員を設置する。			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	危機管理課	鳥取市防災指導員設置要綱	2年	4月 12人	/町内会
8 まちづくり協議会	地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むため			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	協働推進課	なし	-	-	- 地域から、公民館運営委員会など組織があるとの意見がある。
9 鳥取市廃棄物不法投棄監視員	地域の不法投棄防止のため			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	廃棄物対策課	鳥取市廃棄物不法投棄監視員	2年	1月 5人程度	/地区
10 民生委員・児童委員	相当する地域に暮らす住民の身近な相談相手として相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	地域福祉課	民生委員法	3年 12月	/地区	・なり手不足、行政も含め、安易な依頼が多く、食粗感が増している。
11 鳥取市民生委員協議会	市内民生委員及び単位民児協議会の連携、研究協議、活動等の促進のため			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	地域福祉課	鳥取市民生児童委員協議会規約	-	-	- 地域から、公民館運営委員会など組織があるとの意見がある。
12 各地区民生委員協議会	担当区域民生委員の連携、研究協議、活動等の促進のため			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	地域福祉課	鳥取市民生委員協議会規約	-	-	- 地域から、公民館運営委員会など組織があるとの意見がある。
13 各地区区分会	地域で推進された民生委員・児童委員候補者を推薦し、市に推薦するため			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	地域福祉課	なし	-	-	- 地域から、公民館運営委員会など組織があるとの意見がある。
14 健康づくり推進員	市民の健康づくりを推進するため、会員相互の連携を図るとともに研修を通じて健康で明るい町づくりに寄与すること			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	中央保健センター	鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会規約	1~3人(基準有)	/町内会	・推進員のなり手不足・高齢化、年任期、就任時期等による問題があるため、なり手が限られる、若手の委員が少ない。
15 健康づくり推進員	赤十字に関する諸条例及び赤十字国際会議における食生活習慣予防に重点をおいた地域における食生活習慣の改善を積極的に推進していく。			②市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	中央保健センター	鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会規約	2年 4月 116人	-	- 地域から、公民館運営委員会など組織があるとの意見がある。
16 鳥取市食育推進会議	鳥取市における選舉人の政治や選舉に関する意字の理諦とする人道的任務を遂成するため			②市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	地域福祉課	日本赤十字社鳥取県支部鳥取	日本赤十字社法規	-	- 地域から、公民館運営委員会など組織があるとの意見がある。
17 鳥取市交通安全指導員	鳥取市内における道路交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するため			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	協働推進課	鳥取市交通安全指導員設置規則	2年 4月	2~3人(基準有)	/地区
18 鳥取市交通安全指導員	街頭指導を行い、青少年の健全育成及び非行防止を図るために寄与する			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	協働推進課	鳥取市交通安全指導員設置規則	2年 4月	2~3人	/地区
19 公民館長	鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るために寄与する			①市	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合	生涯学習・スポーツ課	鳥取市少年愛護センター条例	2年 5月	2人	/地区
20 「万葉のふるさと」実行委員会 会長	「万葉のふるさと」実行委員会会長									

コミュニティ支援チーム（CST）の見直しについて

1 これまでの取り組み

本市では、まちづくり協議会が地域の課題解決のため策定する「コミュニティ計画」の作成支援や必要な行政情報の提供を行うことを目的として、本市職員によるコミュニティ支援チーム（CST）を設置し、地域の取組を支援しています。

コミュニティ支援チームの設置から10年以上経過した現在、地域から役割や必要性などについてご意見が寄せられており、あり方についての検討が必要となっています。

※令和元年度設置状況：全61地区、計113人

2 地域からの意見

平成29年度に実施した協働のまちづくりアンケートや、令和元年度に実施した公民館職員、自治連合会からの聞き取りより、制度が必要という地域がある一方で、見直しを求める意見が多くありました。

【意見】

- ・関わりがない、機能していない、存在が薄くなっている
- ・CSTが地区外の人なので、参加を呼びかけづらい
- ・CSTではなく、地区住民として役員をやってもらっている
- ・イベントの手伝いぐらいしかやってもらうものがない
- ・必要ない、廃止すべき
- ・CST制度のように、市の職員を各地区に配置するのではなく、より専門的な知識をもった人が地域に向いていけるような制度にしてほしいなど

3 コミュニティ支援チーム員からの意見

平成30年度に、コミュニティ支援チーム員を対象に実施したアンケートからも、制度の見直しを求める意見が多くありました。

【意見】

- ・まちづくり協議会の組織がしっかりと確立されているため、CSTは不要
- ・CST以外の肩書きで地区活動に参加している
- ・まちづくり協議会も、必要な情報はCSTではなく、協働推進課や支所地域振興課に問い合わせている
- ・担当外の部署との交渉はなかなか難しい
- ・地域の需要に合わせた支援のマッチングが必要など

4 制度の見直し（案）

人口減少社会が進行する中、それぞれの地域では、これまで経験したことのない新たな地域課題に直面することが予測されます。

活動の主体となる「まちづくり協議会」などの地域組織が、地域が目指す姿やその実現に向けた取り組みを検討するに当たり、専門知識を有するアドバイザー※などを地域に派遣することで、住民自治の促進を目指します。

※地域アドバイザー：地域づくりや社会教育の専門家、防災・福祉など地域活動に関係する市の担当部署など

5 今後の取り組み

制度の見直し（案）の考え方について、まちづくり協議会研修会（令和元年12月25日開催）で紹介したところ、賛同の意見が多くありました。併せて、市の職員には、地域の活動にもっと積極的に参加してほしいとの意見も多く寄せられました。

これらを踏まえ、現行のCST制度は廃止し、令和2年度から地域アドバイザー派遣制度へ移行します。また、職員には地域活動に積極的に参加※するよう、呼びかけを進めていくとともに、地域組織のあり方検討に関連した、職員研修（中堅職員を対象）を実施します。

※職員行動指針：「私たちは、地域の活動に積極的に参加します。」

令和元年度協働のまちづくり推進本部(第2回)ポイント

1 地域組織の支援や制度のあり方

※全体イメージは別図のとおり

	現行	見直し案	備考
まちづくり協議会への支援	<p>(財政的支援)</p> <p>①運営補助5万(補助率10/10) ②活動補助40万(補助率4/5)</p> <p>※公民館関連として、別に③公民館事務費7~9万円(消耗品等)、④生涯学習委託事業48.5万円あり</p>	<p>(財政的支援)</p> <p>令和元年度から、モデル的に一括交付制度(①②③④の合計額)を運用(3地区)</p> <p>令和3年度から、現行の制度に加え、選択型の制度として本格運用</p>	資料1関係
地区的公民館の運営主体	<p>(人的支援)</p> <p>まちづくり協議会が地域の課題解決のため策定する「コミュニティ計画」の作成支援や必要な行政情報の提供を行うことを目的に、本市職員によるコミュニティ支援チーム(CST)を設置</p>	<p>(人的支援)</p> <p>社会情勢が急速に変化する中、地域が目指す姿やその実現に向けた取り組みを検討するに当たり、専門知識を有する地域アドバイザーを派遣</p> <p>※地域アドバイザー：地域づくりや社会教育の専門家、防災・福祉など地域活動に関係する市の担当部署など</p>	資料3関係
地域に依頼している組織や役員	<p>各部署が必要に応じて、それぞれ地域に依頼(20以上の役)</p> <p>自治連合会などから地域の負担が増しているとの意見がある</p>	<p>令和3年度から、希望される地区で地区公民館の地域運営(指定管理者制度の活用)が開始できるよう検討</p>	資料1関係
		<p>令和2年度に地域と市との役割分担や地域への依頼内容について話し合う府内会議を開催</p> <p>選出母体である自治連合会とあり方について意見交換</p>	資料2関係

2 自治基本条例の見直し

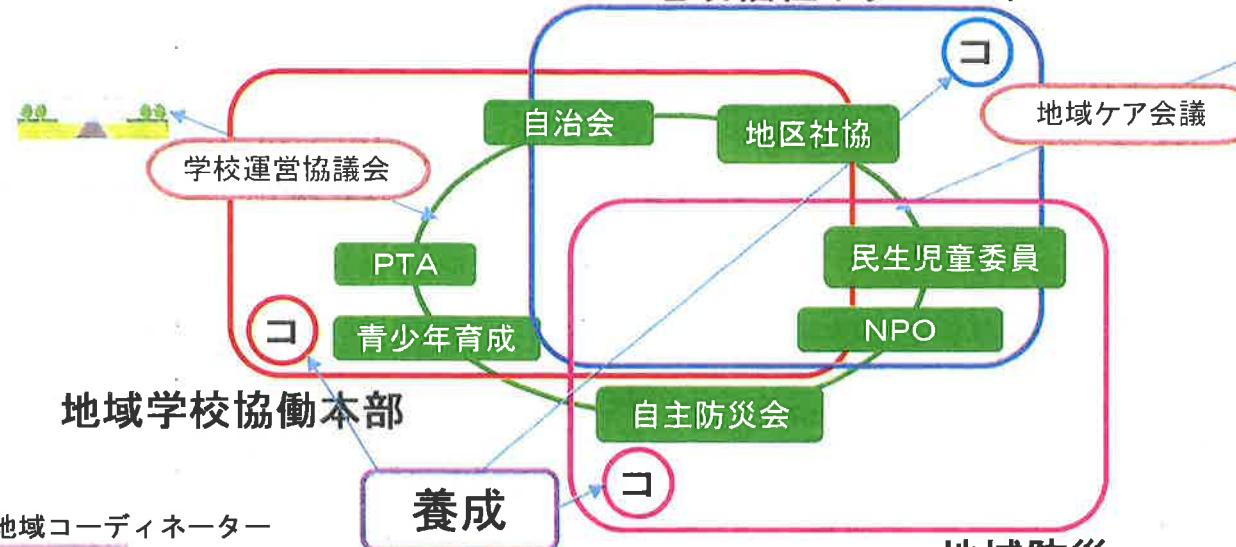
(資料4関係)

- 条例施行日から4年を超えない期間ごとに、各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討することを規定(第30条)
- 令和2年度は前回の見直しから4年目となり、3回目の見直しの時期にあたるため、各部署に意見照会

イメージ図 まちづくり協議会

まちづくり協議会が主体となった
住民自治による地域づくり・人づくり

地域福祉ネットワーク



関係機関

国・県

警察・消防

福祉機関

大学

NPO

地域アドバイザー



専門性の高い
コーディネーター派遣制度

環境整備・支援

協働連携

庁内会議